

野生動物による農作物被害多発シーズンが到来！

# 電気柵で対策を万全に

担当課：農林環境エネルギー課 ☎65-8985

年々増加する鳥獣被害

ツキノワグマやイノシシなど、野生動物の目撃や被害の情報が、町に多く寄せられています。特にツキノワグマによる被害件数は、令和5年度は56件で、前年比の2倍以上

となっています。

目撃や被害は連絡を！

ツキノワグマなどの目撃や被害があった際は、時間と場所、被害の状況について担当課にご連絡ください。

電気柵で被害を最小限に

ツキノワグマやイノシシの捕獲頭数は増加しています。対策を講じなければ被害の抑制は難しい状況です。また、例年7月から8月にかけては、ツキノワグマなどによる農作物被害が多くなり

ます。この時期は電気柵の設置が、被害を最小限にするための有効手段の一つとなります。町には、電気柵の購入経費の一部を補助する制度があります。制度を活用し、野生動物による農作物被害を未然に防ぎましょう。

電気柵購入補助金の内容

令和6年度から補助率と上限額が引き上げられ設置者の負担がさらに軽減されます。

補助率

購入経費の3分の2

上限額

1haにつき16万円



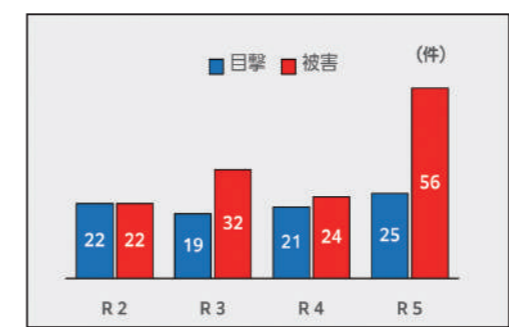
農地に設置された電気柵

被害対策実施隊員も活躍

町猟友会から推薦を受けた人を町鳥獣被害対策実施隊員に任命して、有害鳥獣を捕獲しています。隊員数は昨年度から6人増員し16人となりました。町では、野生鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得費用に対し補助金を交付します。詳しくは担当課にお問い合わせください。



①クマの被害を受けたデントコーン畑  
②ロールベールサイレージのクマ被害  
③イノシシが掘り返した牧草地



町内のツキノワグマ目撃・被害件数

	R2	R3	R4	R5
ツキノワグマ	9	12	10	29
イノシシ	1	6	6	9
ニホンジカ	100	125	95	76

町内の有害鳥獣捕獲頭数

## なくそう！ごみの不適正処理

不法投棄は廃棄物処理法において、禁止されています。

また、ごみを不法焼却（野焼き）することは法律および県の「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」で禁止されており、不法投棄・不法焼却を行った場合は罰則があります。

不法投棄・不法焼却は、地域の景観を損なうだけでなく、土壌汚染や水質汚染にもつながり、私たちの健康や生活に影響を及ぼす可能性があります。環境にやさしいまちづくりのためにも、不法投棄は絶対にやめましょう。

▶廃棄物処理法第25条および第32条

- 個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方
- 法人の場合は3億円以下の罰金

▶例外として焼却が認められるもの（例）

- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行う刈り草、木の枝、もみガラ、わらの焼却など
- 落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却などで軽微なもの

☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985



## 八幡平地方就農相談会を開催します

八幡平農業改良普及センターでは、就農を希望している人、新品目の栽培を検討している新規就農者を対象に相談会を開催します。

栽培方法や品目、農地や資金、研修制度など就農に関わる支援策について、希望に合わせて個別に相談に応じます。

▶日時

7月11日(木) 13時～16時

▶場所

くずま～る3階 3A会議室

▶対象

- ①葛巻町、岩手町、八幡平市で就農を希望する人
  - ②葛巻町、岩手町、八幡平市で就農した新規就農者\*で、新たな栽培品目・部門の導入を考えている人
- \*就農開始5年以内で就農時49歳以下

▶申し込み

7月5日(金)までに八幡平農業改良普及センターへお申し込みください。

▶その他

同様の相談会は12月にも開催予定です。ぜひご活用ください。

☎八幡平農業改良普及センター ☎0195-75-2233



## 守ろう「農地」 作ろう「地域計画」

7月15日は「農地の日」です

### 農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地や無断転用の発生を防ぎ農地の有効利用を図るため、農地パトロールを毎年実施しています。今年度の調査は7月から8月に実施する予定です。確認のため農地に立ち入ることや話を聞くことがあります。農地の管理は、土地の所有者などに課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用の手続きや疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地の貸し借りは契約を

正式な手続きをせずに口約束で農地の貸し借りをすることを「ヤミ耕作」「ヤミ小作」といいます。農地法に違反しており、貸し手と借り手の間でトラブルになる可能性もあります。

農地の貸し借りについては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へご相談ください。

☎農業委員会事務局 ☎65-8986



元町地区の農地パトロールの様子